

附属機関等の概要

(1面)

1 名 称	宮崎県文化財保護審議会	
2 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 附属機関(地方自治法第138条の4第3項に基づくもの) <input type="checkbox"/> 私的諮問機関(有識者等の意見を県政に反映するための懇話会等)	
3 設 置 根 拠	文化財保護法第190条 宮崎県文化財保護審議会条例	
4 設 置 目 的	県内に存する文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議する。	
5 担 任 事 務 (協 議 事 項)	教育委員会の諮問に応じて、文化財の保存及び活用に関する重要事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関して教育委員会に建議する。	
6 会議の開催状況 (平成30年度)	① 開催期日 第1回 平成30年8月7日(火) 第2回 平成31年1月31日(木) ② 主な審議事項 第1回 文化財の新規県指定について 第2回 文化財の新規県指定について	
7 会議の公開 (傍 聴)	公開(傍聴)の状況	<input type="checkbox"/> 公開(傍聴可) <input checked="" type="checkbox"/> 一部非公開(傍聴不可) 非公開の理由 指定の審議には、個人に関する情報や、公にすることにより、関係者の権利利益を害する恐れがある情報が含まれているため
	議事録又は議事概要等の公表	<input checked="" type="checkbox"/> 有り 閲覧場所: 県庁ホームページへの掲載: <input checked="" type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 未定
8 所管課(室)名	文化財課 文化財担当 電 話: 内線3354 (直通)0985-26-7250	

